

射水市の子ども・子育て支援施策の現状について

(子ども・子育て支援新制度の対象となる既存の施策・事業を掲載)

1 子どものための教育・保育給付

(1) 施設型給付

① 認定こども園

根拠法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法) ※認定権者は都道府県	
内容	【概要】 幼稚園、保育所のうち、次の機能を備えるものとして都道府県が認定した施設 ① 幼児教育・保育の両方の機能（親の就労にかかわらず、教育・保育を一体的に実施） ② 地域における子育て支援（相談活動や集いの場の提供等）を行う機能 【対象児童】 0歳～小学校就学前まで 【類型】	
	幼保連携型	認可幼稚園＋認可保育所 (幼稚園と保育所が連携して一体的に運営)
	幼稚園型	認可幼稚園＋保育所的機能 (幼稚園が保育所的な機能を備える)
	保育所型	認可保育所＋幼稚園的機能 (保育所が幼稚園的な機能を備える)
	地方裁量型	保育所的機能＋幼稚園的機能 (認可外施設が両方の機能を備える)
	【利用時間】 1日4時間程度の利用や1日8時間程度の利用など、柔軟に選択可能 【利用料金】 各施設が設定（幼保連携型と保育所型は所得に応じた料金を設定）	
施設数	幼保連携型 1か所 太閤山あおい園（第二あおい幼稚園、太閤山保育園） ※保育園の利用料金は市の保育料徴収基準額に準拠	
利用者数 (H25.4.1)	幼稚園部 51名 保育園部 168名	

② 幼稚園

根拠法	学校教育法 ※認可権者は都道府県
設置運営基準	幼稚園設置基準
内容	<p>【概要】 「幼稚園教育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う。</p> <p>【対象児童】 満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児 (私立幼稚園においては2歳児から対象)</p> <p>【利用時間】 ・標準的な教育時間…4時間 ・教育時間終了後等に、預かり保育や教育活動を実施</p> <p>【利用料金】 施設ごとに異なる保育料・入園料等を設定</p>
施設数	<p>5園 (公立3か所／私立2か所)</p> <p>公立 本江、七美、大門わかば</p> <p>私立 あおい、第三あおい</p>
利用者数 (H25.4.1)	<p>310人 (公立 201人／私立 109人)</p> <p>2歳児… 12人</p> <p>3歳児… 95人</p> <p>4歳児… 96人</p> <p>5歳児… 107人</p>

③ 保育園

根拠法	児童福祉法
設置運営基準	射水市立保育園条例
内容	<p>【概要】 「保育所保育指針」に基づき、日々保護者の委託を受けて、「保育に欠ける」乳児又は幼児を保育する。</p> <p>【対象児童】 満2か月から小学校就学前までの「保育に欠ける」児童 ※公立保育園は満6か月児から</p> <p>【「保育に欠ける」基準】 就労、疾病等により、児童の保護者のいずれもが当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p> <p>【利用時間】 月～土曜日 7：00～18：00 (19：00または20：00までの延長保育あり) (休日保育を実施している園においては日・祝も利用可)</p> <p>【利用料金（月額）】 所得に応じて設定 3歳以上児 0～32,000円 3歳未満児 0～40,000円</p>
施設数	<p>25か所（公立14か所／私立11か所）</p> <p>公立 放生津、八幡、新湊、新湊西部、片口、堀岡、塚原、金山、大江、千成、池多、大門きらら、大島南部、下村</p> <p>私立 新湊中部、新湊作道、海老江、黒河、杉の子、あいあい、小杉東部、小杉西部、水戸田、大島つばさ、射水おおぞら</p>
利用者数 (H25.4.1)	2,821人（公立1,142人／私立1,679人）

(2) 地域型保育給付

- ① 小規模保育事業
 - ② 家庭的保育事業
 - ③ 居宅訪問型保育事業
 - ④ 事業所内保育事業
- } 該当なし

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子育て支援拠点事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 小学校就学前の児童とその保護者が交流するための出会いの場、遊びの場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。</p> <p>【対象者】 小学校就学前の児童とその保護者</p> <p>【利用料金】 無料</p>
実施施設	<p>12か所 一般型 公立4か所／私立7か所 公立 新湊、小杉北部、大門、下村 私立 海老江、新湊作道、太閤山、大島つばさ、射水おおぞら、グランパ、ふらっと 連携型 私立1か所 戸破</p>
平成24年度実績	延利用者数 54,980人

(2) 妊婦健診

根拠法	母子保健法
内容	<p>【概要】 市が医療機関及び助産所と契約し、妊婦の健康管理のために実施する妊婦一般健康診査の費用を公費負担する。</p> <p>【利用回数】 14回分まで</p> <p>【対象者】 市内在住の妊婦</p> <p>【助成金額】 96,250円(受診票14枚を交付)</p>
実施施設	県内医療機関、県外里帰り機関
平成24年度実績	延受診者数 8,654件

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 母の産後の健康状態や子どもの養育環境などの把握をするとともに、子育て支援に関する情報提供などを行う。また、支援が必要な家庭には関係機関との連絡調整を図り、健全な育成環境の確保を図る。</p> <p>【対象者】 市内在住の、生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭</p> <p>【訪問者】 射水市母子保健推進員、保健師、助産師</p> <p>【利用料金】 無料</p>
平成24年度実績	訪問件数 592件

(4) ファミリー・サポート・センター事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 子育ての手助けが必要な方と、子育てをサポートしたい方とが会員登録し、相互で援助活動を行い、市町村がこれを援助する（登録事務、マッチング等を実施）。</p> <p>【利用料金】 1時間 700円（月～金曜日 7：00～19：00） 1時間 900円（早朝・夜間、土・日・祝日）</p>
実施施設	射水市ファミリーサポートセンター （射水市社会福祉協議会に委託）
平成 24 年度 実績	協力会員 132人 依頼会員 319人 両方会員 27人 活動件数 825件

(5) 一時預かり

<p>根拠法</p>	<p>児童福祉法</p>												
<p>内容</p>	<p>【概要】 保護者の一時的な就労、疾病、入院、看護、冠婚葬祭、災害または育児疲れ等の理由により家庭での保育が一時的に困難な児童に対して保育を実施する。</p> <p>【対象児童】 満2か月児から小学校就学前までの児童 ※公立保育園は満6か月児から</p> <p>【利用限度】 原則として月12日以内</p> <p>【利用時間】 8：30～16：30</p> <p>【利用料金】</p> <table data-bbox="571 1167 1295 1346"> <tr> <td>平日（月～金）</td> <td>1日</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半日</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>土日祝日</td> <td>1日</td> <td>3,000円（6か月以上児）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>半日</td> <td>1,500円（6か月以上児）</td> </tr> </table> <p>※6か月未満児については施設により異なる。</p>	平日（月～金）	1日	2,000円		半日	1,000円	土日祝日	1日	3,000円（6か月以上児）		半日	1,500円（6か月以上児）
平日（月～金）	1日	2,000円											
	半日	1,000円											
土日祝日	1日	3,000円（6か月以上児）											
	半日	1,500円（6か月以上児）											
<p>実施施設</p>	<p>10か所（公立2か所／私立8か所）</p> <p>公立 保育園…片口、大門きらら</p> <p>私立 保育園…杉の子、小杉東部、太閤山、水戸田、大島つばさ、射水おおぞら</p> <p>NPO法人…グランパ、ふらっと</p>												
<p>平成24年度実績</p>	<p>延利用者数 5,006人</p>												

(6) 延長保育事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 保護者の就労形態や家庭の事情などにより、午前7時から午後8時までの範囲で開園時間11時間を超えて保育時間の延長を必要とする児童に対し、保育を実施する。</p> <p>【対象児童】 保育園に入園している児童で、保育時間の延長が必要であると認められる児童</p> <p>【利用時間】 18:00～20:00（一部保育園は19:00まで）</p> <p>【利用料金】 18:00以降 1時間あたり120円</p>
実施施設	<p>23か所（公立 11か所／私立 12か所）</p> <p>公立 放生津、片口、堀岡、塚原、金山、大江、千成、池多、大門きらら、大島南部、下村</p> <p>私立 新湊中部、新湊作道、海老江、黒河、杉の子、あいあい、小杉東部、小杉西部、水戸田、大島つばさ、射水おおぞら、太閤山</p>
平成 24 年度 実績	延利用者数 26,511人

(7) 病児・病後児保育事業

根拠法	児童福祉法
内容	<p>【概要】 児童が病気等で保育園に預けられない場合または保護者が家庭で看病できないときなどに保育園で一時的に預かる。</p> <p>【対象児童】 市内の保育園に入園している児童または市内に住所を有するもので、他市町村の保育園に通園している児童</p> <p>【利用時間】 月～金曜日 8：30～17：00 （年末・年始を除く）</p> <p>【利用料金】 1日2,000円</p>
実施施設	病児保育 1か所 射水おおぞら保育園
平成 24 年度実績	延利用者数 71人

(8) 放課後児童クラブ

根拠法	児童福祉法														
内容	<p>【概要】 保護者が就労等により昼間家庭にいないなど「保育」が必要な児童に対し、放課後及び夏・冬・春休み・土曜日等の学校休業日に、家庭に代わる生活の場を確保し、指導員が適切な遊びや指導を行うことにより、児童の健全育成を図るとともに、保護者の子育てと仕事の両立を支援することを目的として実施している。</p> <p>【対象児童】 原則として小学校1年生から3年生までの児童が対象であるが、4年生以上であっても健全育成上指導や保育が必要な場合などは対象となる場合がある。</p> <p>【利用時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月～金曜日…放課後から18時(一部19時)まで ・土曜日…8時(一部7時又は8時30分)から18時(一部16時30分、17時、17時30分又は19時)まで ・長期休業期間…8時(一部7時又は8時30分)から18時(一部16時30分、17時、17時30分又は19時)まで <p>【利用料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校期間の月～金曜日で18時まで利用の場合…5,000円～6,000円 ・土曜日及び長期休業期間の料金は別途(学級ごとに料金設定) 														
実施施設	17学級(新湊小1学級、放生津小1学級、作道小1学級、東明小1学級、片口小1学級、太閤山小2学級、中太閤山小2学級、小杉小2学級、歌の森小1学級、金山小1学級、大門小3学級、大島小1学級)														
登録児童数 (25.4.1現在)	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">1年生…</td> <td style="padding-right: 10px;">220人</td> <td rowspan="6" style="font-size: 3em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">計617人</td> </tr> <tr> <td>2年生…</td> <td>233人</td> </tr> <tr> <td>3年生…</td> <td>136人</td> </tr> <tr> <td>4年生…</td> <td>23人</td> </tr> <tr> <td>5年生…</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>6年生…</td> <td>0人</td> </tr> </table>	1年生…	220人	}	計617人	2年生…	233人	3年生…	136人	4年生…	23人	5年生…	5人	6年生…	0人
1年生…	220人	}	計617人												
2年生…	233人														
3年生…	136人														
4年生…	23人														
5年生…	5人														
6年生…	0人														

- (9) 養育支援訪問事業
 - (10) 子育て短期支援事業
 - ①短期入所生活援助事業（ショートステイ）
 - ②夜間養護等事業（トワイライトステイ）
- } 該当なし